

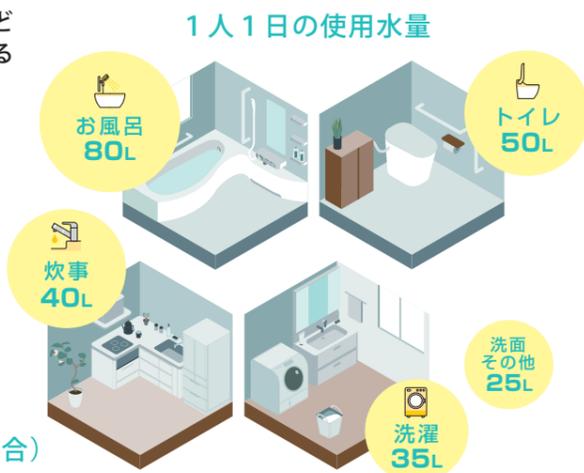
なぜ上下水道料金の改定が必要なの？



- 1 エネルギーコストの上昇や資材価格、労務単価の高騰に対応するため**
人口減少に伴う収益の減少やエネルギーコストの上昇・資材価格など的高騰により、経費を賄うための料金収入が不足しています。
- 2 施設の老朽化に伴う維持更新費用の増加などに対応するため**
高度経済成長期に整備された水道・下水道施設の老朽化が進んでおり、計画的な維持更新が必要なこと、また耐震化などの災害対策を進める必要があります。
- 3 事業の持続可能性を確保するための適正な料金設定が必要なため**
将来にわたり安全で安心な上下水道サービスを提供するため、公営企業として、独立採算で経営を維持できるよう、施設を維持改修していくための費用(資産維持費)を加えて料金を設定する必要があります。

わたしたちはどれくらいの水を使っているの？

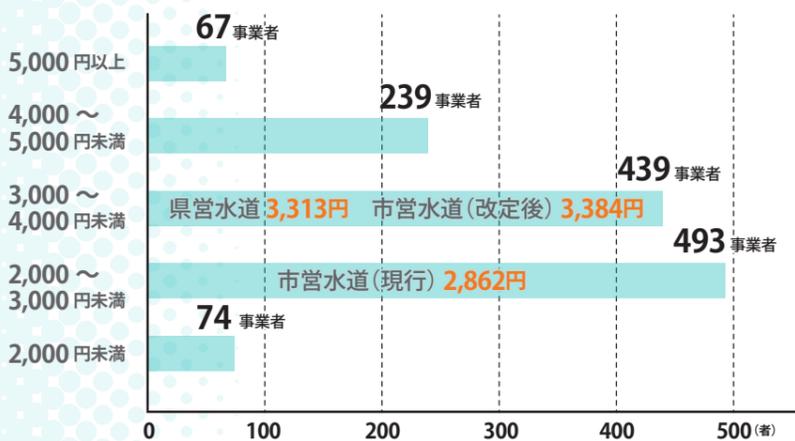
わたしたちは家にいるとき、お風呂や洗濯、トイレ、掃除などさまざまな場面で水を使っています。家庭内で1日に使用する水量を1人当たりに換算すると約230Lとなります。
※使用する頻度や水量には個人差があります。



わたしたちが払っている水道料金はいくらなの？

日本の水道料金は、全国平均で水1L当たり約0.2円ですが、実際の水道料金は、地域によって異なります。

1か月の水道料金(20,000L使用した場合)



ペットボトルの水 500ml 約100円
水道水 500ml 約0.1円

1か月の水道料金
全国平均
約**3,300円**

口径13mmまたは家事用で月20,000L(20m³)使用(1世帯当たり一般的な水道使用量)
価格帯別事業者数 総数=1,312(全国の上水道事業者)(用水供給事業者を除く)
下水道料金は含まれていません

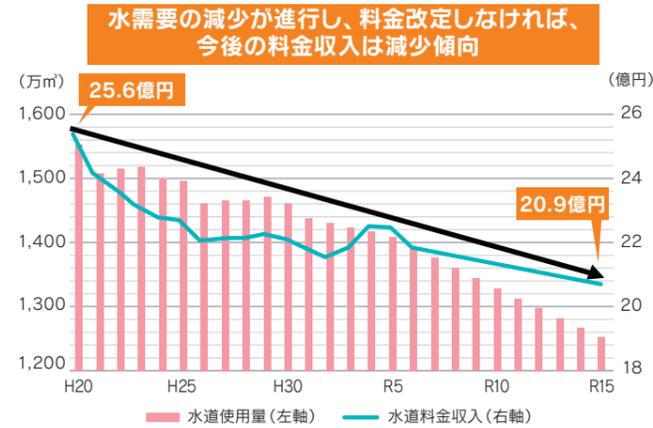
出典:厚生労働省作成パンフレット「いま知りたい水道 ―日本の水道を考える―」

ご相談ください

上下水道料金の支払いが困難な世帯や事業所の方は、分割納付などお支払いの相談に応じますので、料金センター(☎22・1313)へお問い合わせください。

図 上下水道料金の改定について 経営管理課 ☎75・2276(真田地域自治センター3階)
上下水道料金のお支払いについて 料金センター ☎22・1313(市役所本庁舎2階)

水道使用量と水道料金収入(改定なし)の推移



上下 水道事業は、皆さまからお支払いいただく上下水道料金で成り立っています。人口減少に伴う料金収入の減少に加え、近年のエネルギーコストの上昇や物価高騰に伴い、事業運営に係る費用が増えています。これからも上下水道を安心してお使いいただくため、上下水道料金改定にご理解をお願いします。

水道料金表(税込)

基本料金(1か月につき)			水量料金(1m ³ につき)		
量水器の口径	改定前	改定後	量水器の水量	改定前	改定後
13mm	712円	844円	1m ³ 以上	61円	72円
20mm	1,853円	2,196円	11m ³ 以上	154円	182円
25mm	3,289円	3,898円	31m ³ 以上	172円	204円
30mm	5,922円	7,018円	51m ³ 以上	181円	214円
40mm	11,720円	13,888円	1m ³ 以上	181円	214円
50mm	20,375円	24,144円			
75mm	45,347円	53,736円			
100mm	83,063円	98,430円			
125mm	132,465円	156,971円			
150mm	178,631円	211,678円			

一般家庭の料金: 13mmで1か月20m³使用した場合 改定前2,862円→改定後3,384円(522円の値上げ)

下水道(農業集落排水施設)使用料表(税込)

基本使用料(1か月につき)		水量使用料(1m ³ につき)		
改定前	改定後	水量	改定前	改定後
1,287円	1,438円	1m ³ 以上	73円	82円
		11m ³ 以上	181円	202円
		31m ³ 以上	194円	217円
		51m ³ 以上	199円	222円
		101m ³ 以上	205円	229円
		301m ³ 以上	209円	233円

一般家庭の使用料: 1か月20m³使用した場合 改定前3,827円→改定後4,278円(451円の値上げ)

施行期日 **令和7年4月1日**

改定後の料金 ● 3月31日以前からご使用の方 ▶ 6月検針分から
● 4月1日以降からご使用の方 ▶ 4月1日以降の検針分から

改定部分 **水道** ▶ 基本料金、水量料金
下水道(農業集落排水施設) ▶ 基本使用料、水量使用料

上下水道料金を改定します

令和7年4月1日(6月検針分)から、水道は11.7%引き上げます
下水道は18.5%、

※県営水道区域(塩田地域、仁古田・小泉地区)にお住まいの方は下水道使用料のみの改定となります

